

自治紛争処理委員の調停、審査又は処理方策の提示に関する総務大臣の手続の オンラインによる実施方法について

1 趣旨

(1) 法令により書面等の方法が定められている手続

自治紛争処理委員の調停、審査又は処理方策の提示に関して、総務大臣に対して行われる手続及び総務大臣が行う手続（以下「総務大臣の手続」という。）のうち、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）等の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）に基づき、総務省令の定めるところにより電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

デジタル手続法を受けた総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号。以下「本件総務省令」という。）第 4 条第 1 項では、デジタル手続法第 6 条第 1 項に基づき申請等を行う者は、行政機関等の定めるところにより、申請等を行わなければならないとされ、また、本件総務省令第 4 条第 2 項ただし書では、行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講じる場合には、同項本文により原則として要求されている電子署名及び電子証明書（以下「電子署名等」という。）を付すことを要しない旨が規定されている。

これらにより、自治紛争処理委員の調停、審査又は処理方策の提示に関する総務大臣の手続について、本件総務省令第 4 条第 1 項の行政機関の定め及び同条第 2 項ただし書の所定の電子署名等に代わる行政機関等の指定する本人確認の措置を定めるものである。

(2) 法令により書面等の方法が定められていない手続

自治紛争処理委員の調停、審査又は処理方策の提示に関する総務大臣の手続のうち、法令の規定において書面等の方法が定められていないものについて、電子情報処理組織を使用する方法による手続の方法を定めるものである。

2 対象手続

自治紛争処理委員の調停、審査又は処理方策の提示に関する総務大臣の手続のうち、電子情報処理組織を使用する方法による手続の対象となるものは、以下のとおりとする。

(1) 自治紛争処理委員の調停

① 総務大臣に対して行われる手続

手続	根拠規定
自治紛争処理委員の調停に付することを求める旨の申請書（調停申請書）	自治法第 251 条の 2 第 1 項
自治紛争処理委員の調停に付することを求める旨の申請の取下書	自治法第 251 条の 2 第 2 項
調停案の受諾書	自治法第 251 条の 2 第 7 項

② 総務大臣が行う手続

手続	根拠規定
自治紛争処理委員の調停に付することが適当でない旨の通知	自治令第 174 条の 6 第 2 項
自治紛争処理委員の調停に付した旨及び自治紛争処理委員の氏名の通知	自治令第 174 条の 6 第 3 項
調停の申請の取下げに同意した旨の通知	自治令第 174 条の 6 第 4 項
調停成立の通知	自治法第 251 条の 2 第 7 項

(2) 自治紛争処理委員の審査

① 総務大臣に対して行われる手続

手続	根拠規定
自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出書（審査申出書）	自治法第 251 条の 3 第 1 項、第 2 項又は第 3 項
受領書の提出	自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令（平成 21 年総務省令第 14 号）第 21 条第 3 項において準用する同条第 2 項
自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出の取下書	自治法第 251 条の 3 第 5 項から第 7 項までにおいて準用する同法第 250 条の 17 第 1 項
自治紛争処理委員の勧告に即して必要な措置を講じた旨の通知	自治法第 251 条の 3 第 9 項
調停案の受諾書	自治法第 251 条の 3 第 13 項

② 総務大臣が行う手続

手続	根拠規定
自治紛争処理委員の審査に付した旨及び自治紛争処理委員の氏名の通知	自治令第 174 条の 7 第 4 項
自治紛争処理委員の勧告に即して必要な措置を講じた旨の通知に係る事項の通知	自治法第 251 条の 3 第 9 項
自治紛争処理委員の勧告に即して講じた措置に関する説明の求め	自治法第 251 条の 3 第 10 項
調停成立の通知	自治法第 251 条の 3 第 13 項

(3) 自治紛争処理委員による処理方策の提示

① 総務大臣に対して行われる手続

手続	根拠規定
自治紛争処理委員による処理方策の提示を求める旨の申請書	自治法第 252 条の 2 第 7 項
自治紛争処理委員による処理方策の提示を求める旨の申請の取下書	自治法第 251 条の 3 の 2 第 2 項

② 総務大臣が行う手続

手続	根拠規定
自治紛争処理委員に処理方策を定めさせることとした旨及び自治紛争処理委員の氏名の通知	自治令第 174 条の 8 第 2 項
自治紛争処理委員による処理方策の提示を求める旨の申請の取下げに同意した旨の通知	自治令第 174 条の 8 第 3 項

3 電子情報処理組織を使用する方法による手続の手順について

① 総務大臣に対して行われる手続について

(1) 意向確認

- 対象手続において、電子情報処理組織を使用する方法による手続を希望する当事者等は、事前に総務省自治行政局行政課の担当職員（以下「担当職員」という。）に対し、本人名（都道府県知事、市町村長等）でその旨の届出を提出する（別添様式例参照）。同時に、手続において利用するメールアドレス（当事者等若しくはその職員が職務上使用しているアドレスに限る。）を適宜の方法で届け出る。なお、届出に特段の記載がない限り、「2 対象手続」記載の各手続について電子情報処理組織を使用する方法を利用することを希望したものとしてその後の手続を進める。ただし、電子情報処理組織を使用する方法による手続を開始すること又は継続することが相当でないとき、電子情報処理組織を使用する方法による手続を利用できない場合がある。

(2) 実施方法

電子情報処理組織を使用する方法による手続を行う場合には原則として電子署名等を付す必要があるが、以下に定める本人確認措置を講じる場合は、この限りでない。

ア 共通パスワードの設定

- 担当職員は、当事者等から(1)の届出を受けた場合、当該手続で使用する共通パスワードを、当該当事者等に対し、電話等の電子メール以外の方法で伝達する（パスワードは原則として担当職員が案件ごとに設定するものとする。）。

イ 電子メールを用いる場合の実施方法

- 送信先は、担当職員が指定するアドレスとする。
- 電子ファイル（原則PDF形式）を共通パスワードにより暗号化し、メールに添付して送付する。大容量の場合、分割して送付する。
- 当事者等は、電子メールを送信した直後、担当職員に対し、その旨を電話で連絡する。連絡を受けた担当職員は、速やかに電子メールの受信の有無を確認し、添付された電子ファイルの内容に問題がなければ、当事者等に対し、その旨を連絡する。

ウ 総務省大容量ファイル転送システムを用いる場合の実施方法

- 当事者等は、総務省大容量ファイル転送システム（以下「ファイル転送システム」という。）の利用を希望する場合には、適宜の方法により担当職員にその旨を連絡する。
- 担当職員は、当事者等に対し、ファイル転送システムへのアクセス方法を、電子メールにより通知する。この際、アクセスのためのパスワードは、共通パスワードを設定する。
- 当事者等は、ファイル転送システムにアクセスし、電子ファイル（原則PDF形式）をアップロードすることにより提出する。この際、電子ファイル自体にパスワードを付すことを要しない。
- 当事者等は、ファイル転送システムに電子ファイルをアップロードした直後、担当職員に対し、その旨を電話により連絡する。連絡を受けた担当職員は、速やかに電子ファイルをダウンロードし、問題がなければ、双方当事者等に対し、その旨を連絡する。なお、自治法第 251 条の 3 第 1 項から第 3 項の規定による審査申出書については、(a) 審査申出人からアップロードした旨の連絡を受けた日時 及び (b) 審査申出書をダウンロードした日時を記載した電子メールを、双方当事者に送信する。

② 総務大臣が行う手続について

(1) 意向確認

①(1)の届出に特段の記載がなければ、「2 対象手続」の総務大臣が行う通知について電子情報処理組織を使用する方法によることを希望しているものとする（ただし、①(1)のただし書により、電子情報処理組織を使用する方法による手続を利用できない場合がある。）。

(2) 実施方法

- ・ 担当職員は、共通パスワードを使用して、電子ファイル（PDF形式）を電子メール又はファイル転送システムにより送信する。
- ・ 担当職員は、電子メールの送信又はファイル転送システムにおけるアップロード（URLの通知も含む。）の直後に、当事者等に電話で連絡する。
- ・ 連絡を受けた当事者等は、速やかに電子ファイルの内容を確認し、問題がなければ、担当職員に対し、その旨を連絡する。なお、審査申出人は、自治法第251条の3第9項の規定による総務大臣の通知を受けた場合には、担当職員及び相手方に対し、速やかに受領日時（メールの受信時、ダウンロード完了時）をメールで通知しなければならない。
- ・ 担当職員は、受信・ダウンロードできないなどの不具合が生じた場合には、書面による通知に切り替える（以後の手続も書面通知に切り替えることがある。）。

4 その他

(1) 通知の到達時期について

デジタル手続法の対象となる通知については、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなされる。「2 対象手続」記載の各手続においては、電子メールの場合は受信した時、ファイル転送システムの場合はアップロードしたファイルをダウンロードした時を「電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」に該当するものとして手続を進める。

また、デジタル手続法の対象とならない通知についても、同様に電子メールの場合は受信した時、ファイル転送システムの場合はアップロードしたファイルをダウンロードした時を通知の到達時として手続を進める。

(2) その他

「2 対象手続」記載の手続以外の総務大臣と自治紛争処理委員の間で行われる手続については、総務大臣の事務を行う自治行政局行政課の職員と自治紛争処理委員の庶務を行う自治行政局行政課の職員の間で、必要に応じて電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。

(別添様式例)

文書番号

○年○月○日

総務大臣 宛

職名 氏名

電子情報処理組織を使用する方法による手続の意向届出

○○○○^(注)に関する総務大臣の手続において電子情報処理組織を使用する方法による手続を希望します。

(注)「自治紛争処理委員の調停」、「自治紛争処理委員の審査」又は「自治紛争処理委員による処理方策の提示」のいずれかを記入